

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、納期限までに市長に申請しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。